

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の 一部を改正する条例案新旧対照表（改正中間案）

目次

改正後	頁
目次 前文 附則	1
第一章 総則	
第一条、第二条	2
第三条	3
第四条、第五条	4
第六条、第七条、第八条	5
第二章 基本計画	
第九条	5
第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策	
第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保	
第十条、第十一条、第十二条、第十三条	6
第十四条、第十五条	7
第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
第十六条、第十七条、第十八条	7
第三節 地域の特性を生かした農村の振興	
第十九条、第二十条、第二十一条	8
第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	
第二十二条、第二十三条	9
第二十四条	10
第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活 性化に向けた支援	
第二十五条	10
附則	11

環境生活農林水産常任委員会（6月19日）（改正中間案）

○三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 後	改 正 前
目次	目次
前文	前文
第一章 総則（第一条―第八条）	第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 基本計画（第九条）	第二章 基本計画（第九条）
第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策	第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条― 第十五条 ）	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条― 第十四条 ）
第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（ 第十六条 ― 第十八条 ）	第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（ 第十五条 ― 第十七条 ）
第三節 地域の特性を生かした農村の振興（ 第十九条 ― 第二十一条 ）	第三節 地域の特性を生かした農村の振興（ 第十八条 ― 第二十条 ）
第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（ 第二十二条 ― 第二十四条 ）	第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（ 第二十一条 ― 第二十三条 ）
第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（ 第二十五条 ）	第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（ 第二十四条 ）
附則	附則
三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、<u>世界的な人口増加、気候変動の影響による平均気温の上昇や豪雨の頻発化、さらには国際情勢の不安定化等に伴い、輸入農産物・農業資材の価格高騰及び入手困難な状況が発生するなど</u>、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなっている。 しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景	三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなっている。 しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景

観を脅かし、三重県の農村を変貌(ぼう)させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。	観を脅かし、三重県の農村を変貌(ぼう)させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。
県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給していく必要がある。そのためには、<u>農産物の生産力を強化するとともに</u>、多面的機能を適切かつ十分に発揮し、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、<u>国内外の販路の拡大等を行うなど、農産物の自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要がある。</u>	県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、<u>多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに</u>、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、<u>需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。</u>
このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。	このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。
第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、	第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、

自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の
伝承等農村で農業生産活動が行われること
により生ずる食料その他の農産物の供給の機能
以外の多面にわたる機能をいう。

二 農業者等 農業者及び農業に関する団体を
いう。

三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通そ
の他食品に関する役務の提供を行う事業者を
いう。

四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当
該地域で生産すること及び地域で生産された
農産物を当該地域において消費し、又は利用
することをいう。

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及び
その安全性に対する信頼の確保を図るための
生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農
業生産活動が自然界における生物を介在する
物質の循環に依存し、かつ、これを促進する
機能をいう。) の維持増進及び環境への負荷
の低減が図られる 農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民
がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上
で、食に対する県民の多様化する期待にこたえ
るとともに、将来にわたって農業が持続的に営
まれることが重要であることに鑑み、次に掲げ
る事項が行われることを基本としなければならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、
及び安心して安定的に消費できることが県民
の健全な食生活の基礎であることに鑑み、県
民をはじめとした消費者の期待にこたえる 安
定的な生産及び安全・安心が確保されること
により、将来にわたって、安定的な供給が行
われること。

二 農業については、県民から求められる農産
物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑

自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の
伝承等農村で農業生産活動が行われること
により生ずる食料その他の農産物の供給の機能
以外の多面にわたる機能をいう。

二 農業者等 農業者及び農業に関する団体を
いう。

三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通そ
の他食品に関する役務の提供を行う事業者を
いう。

四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当
該地域で生産すること及び地域で生産された
農産物を当該地域において消費し、又は利用
することをいう。

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及び
その安全性に対する信頼の確保を図るための
生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農
業生産活動が自然界における生物を介在する
物質の循環に依存し、かつ、これを促進する
機能をいう。) が維持増進される 農業生産活
動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民
がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上
で、食に対する県民の多様化する期待にこたえ
るとともに、将来にわたって農業が持続的に営
まれることが重要であることにかんがみ、次に
掲げる事項が行われることを基本としなければ
ならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、
及び安心して安定的に消費できることが県民
の健全な食生活の基礎であることにかんが
み、需要に応じた 安定的な生産及び安全・安
心が確保されることにより、将来にわたって、
安定的な供給が行われること。

二 農業については、県民から求められる農産
物の供給の機能及び多面的機能の重要性にか

み、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。

三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることに鑑み、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。

四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることに鑑み、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。

3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の生産性及び食料自給率の向上に寄与するよう努めるものとする。

2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連

んがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。

三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。

四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。

3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連

携協力に努めるものとする。	携協力に努めるものとする。
3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。 (県民の参加等)	3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。 (県民の参加等)
第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。 (推進体制の整備)	第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。 (推進体制の整備)
第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。 (財政上の措置)	第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。 (財政上の措置)
第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第二章 基本計画	第二章 基本計画
第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。	第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。	2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標	一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策	二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項	三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。	3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保 <u>(水田農業の生産力の強化)</u> 第十条 県は、<u>水田農業の生産力の強化</u>を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の<u>生産の拡大の促進</u>、供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(園芸農業の生産力の強化)</u> 第十一条 県は、<u>園芸農業の生産力の強化</u>を図るため、<u>生産の拡大の促進</u>、供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(畜産業の生産力の強化)</u> 第十二条 県は、<u>畜産業の生産力の強化</u>を図るため、<u>生産の拡大の促進</u>、供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(販路の拡大)</u> 第十三条 県は、販路の拡大を図るため、<u>農産物の魅力の発信、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとした消費者の需要の拡大、食品事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。	4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保 <u>(水田の最適な利用)</u> 第十条 県は、<u>水田の最適な利用</u>を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の<u>需要に応じた生産及び供給</u>の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(園芸作物等の産地の形成)</u> 第十一条 県は、<u>園芸作物等の産地の形成</u>を図るため、<u>需要に応じた生産及び供給</u>の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(畜産の健全な発展)</u> 第十二条 県は、<u>畜産の健全な発展</u>を図るため、<u>需要に応じた生産及び供給</u>の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 <u>(新設)</u>
--	---

<u>る。</u>	
(安全・安心農業生産の取組の促進)	(安全・安心農業生産の取組の促進)
<u>第十四条</u> 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。 (農産物の安全・安心の確保)	<u>第十三条</u> 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。 (農産物の安全・安心の確保)
<u>第十五条</u> 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	<u>第十四条</u> 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
(多様な農業経営の確立)	(多様な農業経営の確立)
<u>第十六条</u> 県は、<u>力強い農業構造の確立に向けて</u>、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	<u>第十五条</u> 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
<u>3 県は、家族農業経営、農業経営の支援を行う事業者その他の多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。</u>	(新設)
(技術及び知識の向上)	(技術及び知識の向上)
<u>第十七条</u> 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。	<u>第十六条</u> 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。
(農地の有効利用等)	(農地の有効利用等)
<u>第十八条</u> 県は、農業生産に必要な農地の確保及	<u>第十七条</u> 県は、農業生産に必要な農地の確保及

び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備<u>及び保全</u>の推進その他必要な施策を講ずるものとする。	2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
第三節 地域の特性を生かした農村の振興 (農村の総合的な振興)	第三節 地域の特性を生かした農村の振興 (農村の総合的な振興)
<u>第十九条</u> 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	<u>第十八条</u> 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)	(多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)
<u>第二十条</u> 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	<u>第十九条</u> 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。	2 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。
(野生鳥獣による被害の防止)	(野生鳥獣による被害の防止)
<u>第二十一条</u> 県は、野生鳥獣による<u>農業及び農村の生活環境に係る</u>被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	<u>第二十条</u> 県は、野生鳥獣による<u>農産物の</u>被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
第四節 農業及び農村を起点とした新たな	第四節 農業及び農村を起点とした新たな

な価値の創出	な価値の創出
(新たな価値の創出を図るための取組の促進)	(新たな価値の創出を図るための取組の促進)
<u>第二十二條</u> 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓（次号において「商品の開発等」という。）を行う取組 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組 <u>五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して収益の向上をめざし、農産物又はその加工品の魅力を高め、付加価値の向上及び創出を図る取組</u> <u>六</u> 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組 <u>七</u> 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組 (認証制度等の推進)	<u>第二十一條</u> 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓（次号において「商品の開発等」という。）を行う取組 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組 <u>(新設)</u> <u>五</u> 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組 <u>六</u> 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組 (認証制度等の推進)
<u>第二十三條</u> 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。	<u>第二十二條</u> 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策 (食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)	一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策 (食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)
第二十四条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、学校給食、事業所の<u>食堂をはじめ、県民の食生活の様々な機会</u>において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第二十三条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、学校給食、事業所の<u>食堂等</u>において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援 第二十五条 県は、農村地域団体（次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。）による農業及び農村の資源を有効に活用して行う	第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援 第二十四条 県は、農村地域団体（次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。）による農業及び農村の資源を有効に活用して行う

取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体（農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。） 二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の第三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体（農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。） 二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の第三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
---	---